

説明に先立ちまして、台湾南部で発生いたしました地震について、一言申し上げます。

皆様もご承知のとおり、去る6日未明、マグニチュード6.4という規模の地震が、台湾南部を襲いました。この地震により、台南市では、集合住宅が倒壊し、多くの尊い命が奪われるなど、大きな被害が発生しております。

台南市につきましては、本県と平成25年に経済交流に関する覚書を締結し、水環境ビジネスや観光分野で交流を深めてきたこともあり、私も大変心を痛めているところであります。

今回の地震災害により亡くなられました方々と、そのご遺族に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を余儀なくされている方々に、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要についてご説明申し上げますとともに、新しい年度に向けた県政の運営方針につきまして、私の所信を述べさせていただきます。

本年は、ブラジル・リオデジャネイロにおいて、オリンピック・パラリンピックが開催されます。

オリンピック憲章に「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。」と謳われておりますように、オリンピックは、まさに平和を象徴する世界最大の祭典であります。

この夏には、選手たちの競技場で織りなすドラマが、私たちを興奮、また感動させてくれることでしょう。

一方、昨年11月のフランス・パリにおける大規模なテロ事件をはじめ、世界各地で悲惨なテロ事件が発生し、多くの人々はその犠牲となっている現実がございます。

また、中東・シリアにおいては、内戦により、愛する母国から命辛々脱出し、欧州へ向かう難民が、後を絶たないなど、世界には、戦火に苦しむ人々が沢山存在しております。

我が国は、戦後70年、幸いにも、戦禍を被ることなく、平和を享受し、便利で快

適な社会を築いてまいりました。しかしながら、我々日本人が、ともすれば、当然のことと思いがちなこの平和は、多くの人々の尊い犠牲のうえに成り立ったものであります。

去る1月26日から5日間にわたり、天皇・皇后両陛下が、フィリピンをご訪問になり、戦争により亡くなられた方々を慰霊されました。

私たちが静かに心を寄せたいと思うと同時に、平和な社会を守り続けるためにも、先人達が経験された悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、私たち自身が学び、次代を担う若い世代にしっかりと語り継いでいかなければならないとの思いを改めて強くしているところでございます。

そしてまた、この平和で快適な社会に暮らす我々日本人が、本当に「豊かさ」を実感していると言えるだろうか、命というものを軽んじていないだろうかという思いもございます。

社会や経済の成熟に伴い、人と人とのつながりが希薄化してきております。また、子どもの貧困率は過去最悪となり、昨年は「下流老人」という言葉が新語・流行語大賞にノミネートされるなど、どこか社会に孤独感や閉塞感が漂っているのも事実であります。

さらに、我が国は、人口減少社会の到来という未曾有の歴史的課題に直面しており、暮らしや地域経済をはじめとする、社会の様々な面において、活力の低下が懸念されるところでもあります。

こうした中、昨年10月に、本県では「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、「新しい豊かさ」の創造に向け、全力を挙げて取組を進めているところであります。

とりわけ、滋賀の将来を見据えたとき、無限の可能性を秘めたかけがえのない存在である子どもや若者が、夢や希望を抱きながら、次代を担いうる自立した個人として成長できる社会を築いていかなければなりません。

人は人の中で人となります。

子どもや若者は、様々な人と関わり、つながることで、幸せ、愛情、安心感、そして充足感を得ることができ、自らが持つ力を思う存分に発揮することができます。

家族や地域の絆を大切にしながら、社会全体で子どもや若者の健やかな育ちを支える、すべての人に居場所と出番のある滋賀をつくれるよう、力の限りを尽くしてまいりる所存でございます。

それでは、以下、具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成28年度の当初予算案についてでございます。

平成28年度の地方財政計画におきましては、地方税については、対前年度比3.2%の増と見込まれる一方、地方交付税については0.3%の減、臨時財政対策債についても16.3%の減とされたことなどにより、これらを含む地方一般財源の総額は、前年度比0.2%増の6兆1兆6,792億円とされたところであります。

こうした中、本県におきましても、個人県民税や法人二税における増加などにより、県税収入全体としては一定の増収を見込んでいるところであります。

しかしながら、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税などについては、地方財政計画と同様に減少するものと見込んでいることから、一般財源総額は、前年度に比べ10億円程度減少し、率にして0.3%減の3,249億円余に留まることとなりました。

このため、社会保障関係費をはじめとする義務的な経費の増加などに対応するため、財政調整基金や県債管理基金といった財源調整的な基金を、合わせて130億円取り崩すとともに、財源対策的な県債についても45億円発行することとしたところでございます。

これらの結果、平成28年度の一般会計当初予算案の総額は、5,445億8,000万円となり、前年度に比べ、金額にして60億3,000万円、率にして1.1%の増となりました。

一方、将来の財政負担を軽減し、財政の持続可能性を高めるため、県債の発行抑制に努めた結果、その発行規模は、前年度に比べ59億2,700万円減少し、歳入に占める県債の割合を示す県債依存度についても、1.2%減少させたところでございます。

また、プライマリーバランスにつきましても、3年連続して黒字を維持したところであり、基本構想の推進に向けて必要となる経費を確保しつつも、財政規律に一定配慮した予算案になったものと考えております。

次に、主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,555億円で、前年度に比べ35億円、率にして2.3%の増となっております。

このうち、個人県民税につきましては、給与所得者の所得が前年度の水準を上回ると見込まれますことなどから、31億8,510万円、率にして6.2%の増を見込んでいるところでございます。

また、法人二税につきましては、輸出関連企業を中心に企業収益が順調に推移していることに加え、法人事業税の税率改正に伴う増収が見込まれますことから、前年度に比べ、14億8,780万円、率にして3.7%の増を見込んでおります。

次に、地方交付税についてであります。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は減少すると見込んでおりますが、地方財政計画において臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたことを踏まえ、地方交付税そのものは、対前年度比20億円、率にして1.8%増の1,160億円を計上しております。

また、県債につきましては、先ほども申し上げたとおり、前年度より59億2,700万円減の738億8,170万円を見込んでおります。これは、危機管理センターの整備が終了したことなどに加え、地方財政計画の状況等を踏まえ、臨時財政対策債の発行を減じたことによるものでございます。

それでは、以下、平成28年度当初予算案、ならびに、地方創生加速化交付金を活用して、当初予算案と一体的に編成しました平成27年度補正予算案に計上しております主な施策につきまして、ご説明申し上げます。

今回の予算案におきましては、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の19のプロジェクトをエンジンとして展開することにより、基本構想に掲げる7つの重点政策を推進することとしております。

まず、1つ目の重点政策であります「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」に向けましては、総合戦略に掲げる「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクトをはじめとする3つのプロジェクトを展開することとしております。

「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクトにおきましては、出会いが

ら結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援をはじめとして、社会全体で子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支える環境づくりに取り組んでまいります。

本県におきましても、過去10年間で、平均初婚年齢が、1歳以上高くなるとともに、婚姻率についても低下傾向にあるなど、晩婚化・未婚化が進んでおります。

また、本県が実施いたしました「子育てに関する県民意識調査」によりますと、理想とする子どもの数が「3人」であるのに対しまして、実際に持つ子どもの数は「2人」とする割合が最も多く、理想と現実には隔たりがある状況でございます。

こうした状況を踏まえ、本県に数多く立地する、大学や企業などと連携し、若者の出会いの場の創出やライフデザインを考える機会の提供など、社会全体で若者を応援する機運の醸成を図ってまいります。

また、安心して子どもを生み育てられるよう、待機児童の解消や多様な子育てサービスの充実と併せて、経済的負担の軽減を図るため、保育所等を利用する第3子以降の児童について、市町と連携するかたちで国の制度をさらに拡充し、保育料の無料化に取り組んでまいります。

さらに、乳幼児の医療費助成につきましても、自己負担および所得制限を撤廃することにより、県として、市町と協力し、就学前までの子どもの医療費完全無料化を実施してまいります。

こうした取組を通じて、滋賀の将来を担う若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望を実現することができるよう、努めてまいります。

次に、「「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト」におきましては、子どもの育ちを支える滋賀ならではの教育環境づくりを進めることにより、夢と生きる力を育むこととしております。

本県の子どもの学力・学習状況については、基礎的・基本的な知識・技能の確実な修得や思考力・判断力の育成が喫緊の課題であると考えられます。

このため、小学校低学年では学ぶ姿勢や学習規範などを身につけさせるとともに、中学年以上では評価問題の実施により各学年で身につけておくべき力の定着を図ってまいります。

また、次期学習指導要領に位置づけられる、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びについて、先行して研究に取り組んでまいります。

さらに、小学校において、放課後や土曜日を活用した自主的な学習習慣の定着や、運動遊び等の実施により学習習慣・生活習慣の育成を図るなど、市町教育委員会と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に「”ひとつつながり”の地域づくりプロジェクト」では、生活困窮や引きこもりなど、生きづらさを抱える人たちが、ひとの絆と支え合いで安心して生活し、居場所と出番を持てる地域づくりを進めてまいります。

とりわけ、子どもの6人に1人が貧困にあえいでいると言われる中、全ての子どもたちが「笑顔で暮らす滋賀」を目指し、新たに、生活困窮家庭の子どもたちに対し、学習支援を実施するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保を図ってまいります。

また、昨今、社会的な問題となっております無戸籍の方が、様々な場面において不利益を被っている現状に鑑み、全国に先駆けて、無戸籍の方を対象とする相談窓口を設置し、行政サービスや専門相談を紹介するなど、総合的な支援を行ってまいります。

2つ目の重点政策「すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現」に向けましては、「高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト」および「働く力・稼ぐ力向上プロジェクト」を展開してまいります。

まず、「高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト」におきましては、健康づくりや介護予防などにより、健康長寿の実現と高齢者自身の地域社会での活躍を目指すとともに、将来にわたり安心して住み慣れた地域で暮らし続け、人生の最期まで在宅で療養できる体制づくりを進めてまいります。

本県におきましては、女性の健康寿命が全国平均を下回っているほか、65歳以上の要介護認定者数が年々増加している状況にあります。

加えて、日本人の2人に1人ががんに罹患するといわれる時代であります。県内におきましても、がんにより、年間3,500人以上の方の尊い命が奪われており、がん対策の強化が求められているところであります。

このため、早期発見・早期治療を促すためのがん検診の受診率向上に向けた取組を拡充するほか、新たに、がん患者の経済的な相談体制の整備や、将来、子どもを持つ

## にんようせい

ことを希望される若いがん患者に対する妊 孕 性 温存処置に関する助成制度を、全国に先駆けて、創設することとしております。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、在宅医療の推進を図るべく、在宅療養を支える人材の確保・育成や、在宅医療と介護の連携に向けた体制づくりを支援してまいります。

次に、「働く力・稼ぐ力向上プロジェクト」におきましては、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら活躍できる社会の実現を目指し、施策を展開していくこととしております。

昨年4月に、私自身、「イクボス宣言」を行いました。社会の活力と成長力を高め、持続可能な社会を実現するという観点から、長時間労働を前提とした、これまでの働き方を見直し、家庭や地域の責任を担い、また貢献できる多様な働き方を認め合う社会に改革していく必要性を強く感じております。

このため、働き方改革の推進に向け、企業の取組意欲の向上につながる魅力発信や相談支援、人材確保の機会提供等を実施するとともに、これから社会に出ようとしている学生たちに対しても、働き方改革の理解と関心を深めるよう、働きかけてまいります。

また、本県の女性の働き方を見てみますと、結婚・子育て期に離職する、いわゆる労働力率のM字カーブが、全国に比べて深く、企業等における女性管理職の割合も2割にも届いていないなどの状況がございます。

## カラット

女性の活躍の場の拡大を図るため、これまでより実施しております「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」を一層充実させ、進路選択から、就職、結婚や子育て、さらには継続就労、再就業、起業、キャリアアップなど、女性のライフステージに応じた切れ目のないきめ細かな支援を行ってまいります。

3つ目の重点政策「滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造」におきましては、「滋賀ウォーターバレープロジェクト」をはじめ、4つのプロジェクトを進めてまいります。

まず、「滋賀ウォーターバレープロジェクト」につきましては、本県の強みである、琵琶湖の保全を通じて培われた産学官民の先駆的なノウハウや技術等を活かして、企

業や大学等の研究機関、製品や技術、情報が集積され、水環境ビジネスが自律的に推進されることを目指しております。

このため、これまで構築してきた「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動やネットワークを足掛かりにして、高い成長が見込まれるアジア市場を重点に、「琵琶湖モデル」を展開し、企業の皆様とともに、ビジネスプロジェクトの一層の創出・展開を図ってまいります。

次に、「次世代のための成長産業創出プロジェクト」であります。将来、国内外において成長が見込まれる滋賀ならではの新たな産業の創出などを目指し、施策の展開を図ることとしており、

具体的には、産業振興ビジョンに掲げております「水・エネルギー・環境」イノベーションをはじめとする5つのイノベーションの創出に向け、県内中小企業等が行う、新たな需要の開拓や経済循環につながるビジネスモデル、とりわけ従来の枠組みにとらわれない異分野・異業種の連携による新しい視点からの取組に対して、重点的に支援を行ってまいります。

次に、「産業人材育成・確保プロジェクト」におきましては、将来の滋賀の産業を支える人材の育成や滋賀で働く優秀な人材の確保に向けた取組を進めることとしております。

県内の大学を卒業される学生の就職先を見てみますと、現在、約9割の学生が県外で就職しているという実態があり、県内企業に関する情報が不足していること、また企業と大学をつなぐ仕組みが構築されていないことなどが課題としてあげられております。

こうした課題の解決に向けまして、まずは、企業と大学をつなぐ仕組みづくりに向け、産学官金の連携体制を構築した上で、雇用確保等に関する相談体制の整備や企業情報の蓄積・発信を行ってまいります。

併せて、インターンシップの推進により、学生の職業観の醸成や県内企業等への理解の促進を図り、県内企業等への就職者の増加や就職におけるミスマッチの解消を目指してまいります。

次に、「滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト」につきましても、エネルギー関連産業の振興や新たな技術開発を進めるとともに、地域における再生可能エネルギーの面的な利用を促進することなどにより、エネルギーの分野から地域の活性化に向けた施策の展開を図ってまいります。



具体的には、県内大学等が有する基礎的・萌芽的な研究成果の実用化に向け、本県の試験研究機関の橋渡し機能の強化・活用を図ることにより、産学官の共同開発を促進し、滋賀発のエネルギーイノベーションを創出してまいります。

また、地域特性に応じた未利用資源を持続的かつ安定的なエネルギーとして地域内で有効活用し、地域の活性化や雇用の創出を図ると同時に、低炭素社会の実現、強さとしなやかさを持った安全・安心な社会づくりにつなげていくため、民間事業者等による先導的なモデル地域の形成を図ってまいります。

4つ目の重点政策「琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」に向けましては、「琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト」に取り組んでまいります。

おかげさまで、昨年9月、本県にとって長年の悲願でありました「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定されました。現在、国におきましては、法律に定める「基本方針」の策定が進められております。

本県といたしましては、この基本方針に、これまで琵琶湖を守り続けてきた滋賀県の意見がしっかりと反映されるよう、積極的に働きかけを行っているところでございます。

今後は、この国の「基本方針」を踏まえ、本県として「琵琶湖保全再生計画」を策定していくこととなります。

計画策定にあたりましては、国の関係省庁や関係府県、さらには市町やNPOなど多様な主体と意見交換を行っていくことは当然のことといたしまして、琵琶湖の恩恵を享受している県内外の住民に対しても、国民的資産として位置づけられた琵琶湖の重要性をしっかりと発信してまいります。

また、従来の汚濁負荷削減対策に加え、生態系保全に向けて、TOC等の指標を用いた新たな水質管理のあり方について検討を進めるほか、ヨシ群落・内湖の保全・再生、外来動植物対策、また水草の除去など、琵琶湖の生態系の保全・再生に向けた取組も、引き続き、しっかり進めてまいります。

とりわけ、水草対策については、その大量繁茂は、南湖において、生態系のみならず、生活環境や漁業にも多大な影響を与えており、適正な状態に管理することが喫緊の課題となっておりますことから、関係機関と連携し、集中的な除去を実施するとともに、県内外の企業や大学などに対策技術を広く求め、その高度化を図ってまいりま

す。

併せて、生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくため、間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進してまいります。

さらに、琵琶湖八珍といった湖魚料理の消費などを通じて、暮らしの中での琵琶湖との関わりの再生を図るとともに、琵琶湖の豊かな自然に触れる機会をほとんど持たないまま、滋賀県を離れてしまう多くの大学生に対して、琵琶湖の魅力を感じてもらおう取組なども行ってまいります。

森林から人々が暮らす集水域、湖辺域を経て琵琶湖に至るまでを一体のものとして捉え、各主体間・施策間の連携を促進し、森・川・里・湖のつながりを生態系と暮らしの両面において再生できるよう、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

5つ目の重点政策「豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信」におきましては、「移住促進プロジェクト」など4つのプロジェクトを展開してまいります。

まず、「移住促進プロジェクト」につきましては、豊かな自然をはじめとする滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広く発信し、滋賀に興味を持ち、訪れてもらい、そして移住してもらえよう、市町と十分に連携し、取組を進めることとしております。

次に、「滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト」におきましては、琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園風景、厚みのある歴史・文化資源を活かして、いち早く認定された日本遺産など、滋賀県ならではの素材について、市町や民間等と連携してその魅力を磨き上げ、国内外に発信してまいります。

とりわけ、レンタサイクル広域システムの構築や、矢羽根などによる路面標示の充実など、昨今益々人気が高まりつつある「ビワイチ」を中心とする、自転車を活用した観光の環境整備を進めてまいります。

次に、「山～里～湖」農山漁村つながりプロジェクト」におきましては、「環太平洋パートナーシップ協定」、いわゆるTPP協定などを踏まえ、力強い農林水産業の創造を目指し、施策を展開することとしております。

具体的には、都市近郊の立地条件と大規模農家や集落営農組織が支える本県の水田

農業経営の特徴を活かして、園芸作物の産地化を目指す取組を促すことにより、多様な園芸作物の生産振興と水田農業経営の安定化を図ってまいります。

また、肉用子牛価格が全国的に高騰する中、子牛の自給率を高め、近江牛の安定生産を図るため、繁殖新技術を活用して、県内で生産された子牛の哺育・育成を行う生産拠点施設、いわゆるキャトル・ステーションを整備し、生産構造の転換を図ってまいります。

さらに、森林整備の中核的担い手である森林組合の経営基盤および木材の生産・流通体制の強化を図るとともに、木材の生産・流通・利用に関するアクションプランを作成することにより、本県林業の成長産業化を推進してまいります。

次に、「滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト」におきましては、琵琶湖などを水源とする農業水利システムと魚のゆりかご水田や環境こだわり農業など本県独自の農業システムについて、「世界農業遺産」の認定に向けた取組を推進してまいります。

この取組のプロセスを通じて、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、本県農林水産業の持続的で力強い発展を目指してまいりたいと考えております。

6つ目の重点政策は、「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造であります。

文化とスポーツには、人々の感性や想像力を育み、感動や共感、楽しさ、喜びをもたらし、人々を心身ともに元気にするとともに、人と人、人と地域を結び、地域を元気にする力がございます。

冒頭申し上げたとおり、本年は、オリンピック・パラリンピックが開催されます。4年後にはオリンピック・パラリンピック東京大会、さらに東京大会の4年後のオリンピックイヤーには、この滋賀の地で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。

本県におきましても、「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト」として、世界のトップアスリートの事前合宿やキャンプ地を誘致し、県民の皆様が交流する機会を創出できるよう取り組んでまいります。

併せて、本県のスポーツ振興の拠点となる（仮称）彦根総合運動公園をはじめとす

る施設の整備や競技力の向上にもしっかりと取り組んでまいります。

とりわけ、老朽化が進んでおります県立体育館につきましては、これまでより、その整備場所について、検討を重ねてまいりましたが、大学など多様な施設が立地し、多くの県民の方が将来にわたり継続的に利用できる場所である「びわこ文化公園都市」に移転整備してまいりたいと考えております。

今後は、県民の皆様にも末永く愛されるスポーツ推進・健康づくりの拠点施設として整備できますよう、全力で取り組んでまいります。

また、オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、今後、4年後の東京大会に向けて、日本各地で、文化プログラムが展開されることとなります。

本県といたしましても、市町や関係団体と連携しながら、本年度末までに文化プログラム案を策定するとともに、世界に誇れる魅力的な美の拠点、発信拠点として、神と仏の美、近代・現代美術、アール・ブリュッドを柱とする新生美術館の整備を着実に進めてまいります。

7つ目の重点政策「人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現」におきましては、「持続可能な県土づくりプロジェクト」をはじめとする、4つのプロジェクトを展開することとしております。

まず、「持続可能な県土づくりプロジェクト」といたしまして、増大する災害リスク等に備えた安全・安心を実現する県土づくりを目指し、取組を進めてまいります。

全国的にも激甚化する自然災害への備えとして、洪水を安全に「ながす」基幹的対策である河川整備を着実に進めるとともに、地域の安全・安心を確保するためのきめ細かな道路整備を進めることとしております。

また、「交通まちづくりプロジェクト」につきましては、本県のさらなる発展と県民の暮らしを支える交通体系の構築や、人口減少社会を見据えた地域交通ネットワークの再構築に取り組むこととしております。

さらに、「地域の防災・防犯力向上プロジェクト」におきましては、人口減少と高齢化が進行した地域においても、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた自助・共助による防災対策などを進めることとしております。

とりわけ、「流域治水の推進に関する条例」に基づき、「地先の安全度」を基礎情報として、県内各地域でそれぞれの特性に応じた避難計画や安全な住まい方のルールづくりに対して支援するとともに、浸水警戒区域における既存住宅の嵩上げや避難空間の確保等への支援を行うことにより、水害に強い地域づくりを進めてまいります。

最後に、「滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト」につきましては、子育て世帯のための空き家リノベーションなどにより、ゆとりある生活環境の実現を図ってまいります。

以上、一般会計にかかります主な施策の概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は13会計で2,260億9,237万1千円、企業会計は3会計で373億5,310万円を計上しております。

私は、「新しい豊かさ」の創造に向けて、3つのことに挑んでまいりたいと考えております。

一つは、「未来に向けて」挑むであります。これは、本格的な人口減少社会を見据え、これからの滋賀を担う子どもや若い世代の未来を切り拓くとともに、新しいエネルギー社会の構築を目指すものであります。

二つには、「世界に向けて」挑むであります。経済のグローバル化が進展する中、世界へ羽ばたく県内企業を応援するとともに、世界から選ばれる活力に満ちた滋賀を目指すものであり、「滋賀から世界へ、世界から滋賀へ」と展開してまいりたいと考えております。

そして三つには、「全国に先駆けて」挑むでございます。滋賀ならではの経験と知恵を活かして、全国に先駆けた取組を展開していこうとするものであります。

私といたしましては、こうした取組を通じまして、県民の皆様にご共感していただける「新しい豊かさ」の創造に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

「草の芽に 届けと挑む 予算かな」

つたないものでございますが、これは、今回の予算に込めた私の思いを詠んだ一句でございます。

そもそも滋賀という県名をひもとけば、糸たばが並んだ「滋」という文字は、「うるおう、しげる」という意味を、また「賀」という文字は、農耕儀礼から転じた「い

のり、いわう」という意味を持ち、潤いのある豊穡の地であることが読み取れます。

この豊かな滋賀の地でも、まもなく感じる事ができる春の息吹のごとく、県民の皆様一人ひとりに、私たちが創造しようとする「新しい豊かさ」を実感していただけるよう、精一杯努めてまいります。

次に、「しがエネルギービジョン」について、申し上げます。

基本構想でお示ししておりますとおり、安全を第一にエネルギーを安定的に確保するとともに、今後、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできるだけ早く実現していくことが求められております。

そこで本年度、本県として取組可能なエネルギー政策を幅広く推進するため、長期的、総合的かつ計画的な指針となります「しがエネルギービジョン」の策定を進めてまいりました。

部局横断的な検討を進めながら、議会の皆様方をはじめ、有識者会議、市町、事業者、関係団体等との意見交換を重ねてきたところであり、これまでの議論・検討の結果を原案としてまとめ、現在、県民政策コメントを実施しているところでございます。

この案におきましては、平成42年度を展望し、基本理念として、原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカルイノベーションを創出していくことを掲げております。

また、基本方針といたしまして、「省エネルギー・節電の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「エネルギーの効率的な活用の推進」、そして「エネルギー関連産業の振興・技術開発の促進」という4つの柱を立てております。

具体的な施策といたしましては、省エネルギー・節電推進プロジェクトをはじめとして、平成32年度までの5年間に取り組む8つの重点プロジェクトを掲げるとともに、プロジェクトごとのロードマップも併せてお示ししているところでございます。

持続可能な新しいエネルギー社会の実現に向け、官民が一体となった総合的な推進体制のもと、多様な主体との協働により着実に施策を展開し、現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から創造できるよう、努めてまいります。

次に、滋賀県の農林水産業に係ります2つの基本計画について、申し上げます。

まず、農業・水産業基本計画案についてであります。

平成23年に策定しました「しがの農業・水産業新戦略プラン」の計画期間が今年度末で終了しますことから、国の農政改革の進展やTPP協定への対応などの新たな課題、本県の農業・水産業を取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後5年間の施策の展開方向を示す農業・水産業部門の基本計画を、新たに策定しようとするものでございます。

今回の計画案におきましては、本県の農業・水産業の10年後の目指す姿として、

一つには、安全で安心な農水産物が生産され、県内外からの評価が高まることにより、経営の維持と産業として競争力のある農業・水産業が確立されている、

二つには、農村・漁村では、農地等の地域資源が適切に管理され、多様な人々の参画のもとで魅力と活力のある地域づくりが進んでいる、

そして、三つには、環境に配慮した農業が広く行われ、琵琶湖の豊かな水産資源が保全されている、という姿を描いているところでございます。

併せて、これら目指す姿を実現するため、「力強い農業・水産業の確立」、「誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興」、「琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開」を3つの柱といたしまして、重点政策を推進していくこととしているところでございます。

次に、琵琶湖森林づくり基本計画の改定についてであります。

本計画は、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向として、平成17年に策定いたしました。

しかしながら、近年、目的不明な林地取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保全、林地境界の不明確化などの新たな課題が顕在化してまいりましたこと、

また、本県の森林が本格的な利用期を迎え、県産材の安定的な生産や利用の促進が求められるとともに、人口減少が進行している山村地域において、これに対応した地方創生の取組が必要となってきておりますことから、こうした課題に対応するため、計画の改定を行おうとするものでございます。

今回の改定案におきましては、平成32年度を目標年次とし、

一つには、琵琶湖の水源として重要な森林の機能が持続的に発揮されている、

二つには、企業など多様な主体が森林づくりに参画している、

三つには、県産材の利用が進み、林業、木材産業が活性化している、

四つには、森林づくりを支える豊富な人材が育成され、森林の有する多様な資源の活用により森林山村が活性化している、という目指すべき森林づくりの姿を描いております。

また、これらを実現するために、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマに掲げ、水源林の適正な保全・管理や県産材の利用拡大による林業の成長産業化などに重点的かつ戦略的に取り組むことといたしております。

今後は、これら2つの計画のもと、本県の恵まれた琵琶湖をはじめとする地理的条件、整備された農地や水利施設、多様な人材、環境に配慮した農林業技術といった力を最大限に活かし、農林水産業の持続的な発展を目指して、生産者、市町や関係団体、さらには消費者の皆様ともしっかり連携しながら、精一杯取り組んでまいり所存でございます。

次に、高浜発電所に係る原子力防災対策について、申し上げます。

平成24年2月に運転停止した高浜発電所3号機が、去る1月29日に、3年11か月ぶりに再稼働いたしました。

本県は、これまで、実効性ある多重防護体制の構築が必要であるが、まだ道半ばであること、使用済核燃料の処理、いわゆる原子力の「静脈」についても未整備のままであることなど、国全体として原子力政策についての根本的な議論や解決策の展望が見られない現状では、再稼働を容認できる環境にはない、と申し上げてきたところであります。

国民には、依然として原子力発電所に対する不安感は根強く残っている状況であり、現世代と将来世代に責任を持つ者の一人として、福島第一原発事故を教訓に、今後も問題提起し続けてまいりたいと考えております。



一方、高浜発電所に係る原子力安全協定につきましては、現に存在する原子力施設に向き合うための重要なツールの一つと考え、これまで長浜市および高島市とともに、関西電力と交渉、協議を重ねてきた結果、去る1月25日に締結に至りました。

今回の協定締結により、唯一未締結のままとなっていた状態を解消でき、県民の皆様の安全・安心を確保するという県の責務に照らせば、一步前進と考えております。

また、協定の締結と併せて、原子力災害発災時に琵琶湖へのモニタリングに協力いただくこと、さらには、本県が進める、持続可能な新しいエネルギー社会の実現を目指す施策に連携・協力いただくことになっております。

この協定を出発点として、今後さらに内容の充実を目指すとともに、国に対しては、再稼働手続や安全協定の締結について、法令による明確なルール化を求めてまいりたいと考えております。

また同時に、防災訓練の実施、住民とのリスクコミュニケーションの推進など、原子力防災対策の向上にも、引き続き取り組んでまいります。

次に、北陸新幹線について、申し上げます。

北陸新幹線につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づく「整備新幹線」として整備が進められており、昨年3月には、長野・金沢間約228kmが開業し、現在、金沢・敦賀間の工事が、平成34年度末までの開業を目指し、進められております。

敦賀より西への延伸につきましては、昨年8月に与党検討委員会が設置され、今年5月までにルート案を絞り込み、12月までにはルートを決定するというスケジュールで議論が進められております。

新幹線の整備については、法律において、「新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的とする。」とされておりますように、国民と地域に最大限の便益をもたらすものでなくてはなりません。

同時に、北陸新幹線の整備は、北陸圏および関東・信越圏と関西圏、更に中京圏や西日本を結ぶ国土政策として、極めて重要なものであり、早急な整備が求められているところであります。

本県といたしましては、費用対効果や開業までの期間などを総合的に勘案し、「米

原ルート」が最適なルートであることを、これまでより主張してきたところであり、現在においても、この考え方に変わりはありません。

敦賀以西のルートにつきましては、昭和48年に決定された「整備計画」において、「小浜市附近」を経過するとされているところではございますが、国家的プロジェクトという観点から、利用者便益と経済的合理性が、個別の事情や技術的課題よりも優先されるべきであることを、引き続き主張してまいりたいと考えております。

県政を取り巻く課題は、山積しております。

池永副知事を迎えた新たな体制のもと、これらの課題に対して、ひるむことなく、積極的かつ戦略的に挑戦してまいり所存でありますので、議会の皆様方、県民の皆様方のご理解とご協力、またご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、今定例会議に提出いたしております案件の概要について、ご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号は、これまで教育委員会が管理し、執行していた教育に関する事務のうち、スポーツに関することについて、知事が管理し、執行することとしようとするものでございます。

議第19号は、地方公務員法の一部改正に伴い、滋賀県職員であった者で離職後に営利企業等に就職した者による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

議第20号は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

議第21号は、経過措置により廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく特別会計で行っている経理を、地方自治法の規定に基づく特別会計によって行おうとするものでございます。

議第22号は、行政不服審査法の規定に基づく知事の附属機関として、滋賀県行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

議第23号は、第5次一括法による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一

部改正により、精神医療審査会の委員の任期を条例で定めることができることとされたことから、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定めようとするものでございます。

議第24号は、学校教育法の一部改正に伴い、義務教育学校の制度が創設されたことから、関係条例について必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第25号は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特定遊興飲食店の周辺における騒音および振動の規制に係る数値を定めるなど、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議第26号は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例について必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第27号は、行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、不服申立構造の見直し、審理員制度の導入等が行われることから、関係条例について必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第28号は、知事直轄組織および総合政策部の再編により、知事直轄組織を廃止し、新たに県民生活部を置こうとするものでございます。

議第29号は、組織の再編に伴い、所要の規定の整備等を行おうとするものでございます。

議第30号は、子ども家庭相談センターの機能強化を図るため、大津市および高島市域を所管区域とする大津・高島子ども家庭相談センターを設置しようとするものでございます。

議第31号は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会において、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定について審査することを追加しようとするものでございます。

議第32号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第33号は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律等の一部改正に伴い、市町に移譲する事務の範囲の見直し等を行おうとするものでございます。

議第34号および50号は、特別職の職員および教育長の期末手当の支給割合を改

定しようとするものでございます。

議第35号および51号は、人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものでございます。

議第36号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第37号は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更しようとするものでございます。

議第38号は、基金事業の終了に伴い、精算に必要な期間について基金の設置期限を延長しようとするものでございますし、

議第39号は、基金事業が平成27年度末をもって終了するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議第40号は、農産物検査法等関係法律の一部改正に伴い、手数料の追加等を行おうとするものでございます。

議第41号および42号は、介護保険法の一部改正に伴い、小規模な通所介護について地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられたこと等から、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第43号は、独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に統合されることから、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第44号は、理容所または美容所について、講ずべき衛生上の必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加しようとするものでございます。

議第45号は、小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、小規模企業者の位置づけを明確にするとともに、小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めることなどを目的として滋賀県ちいさな企業応援月間を設けようとするものでございます。

議第46号は、大中の湖地区国営土地改良事業について、土地改良法の規定に基づ

く負担金を徴収しようとするものでございます。

議第47号は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、避難安全性能を有する建築物に対する条例の適用除外について、国土交通大臣が個別に検証して認定をする建築物の全てを適用除外の対象としようとするものでございます。

議第48号は、消費者安全法の一部改正により、消費生活センターの組織および運営等について必要な事項を定めようとするものでございます。

議第49号は、市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第52号は、地方警察職員の定員を改めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第53号から55号までは、契約の締結について、

議第56号は、権利放棄について、

議第57号は、一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に係る損害賠償請求訴訟の提起について、

議第58号は、琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第59号は、一級河川の指定の変更について意見を述べることについて、

議第60号は、包括外部監査契約の締結について、

議第61号は、関西広域連合規約の変更について、

議第62号は、滋賀県農業・水産業基本計画の策定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、議第63号から67号までは、国補正予算に対応するものなど、補正予算に関連するものでございます。

議第63号は、一般会計の補正予算でございまして、国補正予算に対応し、地方創生加速化交付金を活用した事業やT P P関連事業、防災・安全に係る公共事業に係る経費などを計上しようとするものでございまして、総額で51億9,032万5千円を増額補正しようとするものでございます。

議第64号および65号は、国補正において、事業の実施期間が延長されたことから、基金の設置期限を延長しようとするものでございます。

議第66号は、損害賠償請求事件に係る和解および損害賠償の額を定めることについて、

議第67号は、指定管理者の指定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。